

スーパーセンタートライアル亶理店の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社トライアルカンパニー
- 2 届出年月日 令和6年8月9日
- 3 店舗の名称 スーパーセンタートライアル亶理店
- 4 店舗設置者 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 5 店舗所在地 亶理郡亶理町逢隈牛袋字谷地添39番4 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社トライアルカンパニー	4,047㎡	小売業 外
計	4,047㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和7年4月10日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 199 台 (指針による必要台数: 199台)
- (2) 駐輪場の収容台数 23 台 (指針による参考台数: 116台)
- (3) 荷さばき施設の面積 128 ㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 13.4 ㎡ (指針による必要容量: 12.5㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (2) 駐車場の利用時間帯 24時間
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 24時間
- 10 事務手続き等
- ・公告年月日 令和6年9月3日
 - ・縦覧期間 公告の日から令和7年1月6日まで
(公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会 令和6年10月4日
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和6年11月8日

- ・市町村等からの意見書提出期限 令和7年1月6日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限 令和7年4月9日（届出の日から8か月以内）

住民説明会の実施状況

開催日時	1回目：令和6年10月4日（金）午後4時から午後5時まで 2回目：令和6年10月4日（金）午後6時から午後6時30分まで
開催場所	亶理町働く婦人の家 軽運動室 亶理郡亶理町逢隈田沢字鈴木堀6番地8
出席人数	1回目：13名 2回目：10名

質問事項	設置者の回答内容
1回目	
計画地周辺の来客人口について、どれくらいを想定しているのか教えてほしい。	車での来店時間が10分程度の範囲で、58,000人程度を想定しています。 →県の意見は不要
出店計画はいつごろから進めているのか。	2023年10月頃から進めています。 →指針の対象外
岩沼方面からの右折入庫車両で渋滞すると思うが、右折レーン設置は検討したのか。協議期間、協議回数はいくらか。	宮城県警本部交通規制課、亶理警察署、国土交通省と2023年から協議を開始し、2024年1月頃から右折レーン設置について具体的な協議を進めてきました。設置者負担での右折レーン設置を要望してきましたが、現時点では、国土交通省から許可されておらず、協議が難航している状況です。協議回数は、延べ10回以上だと記憶しています。 →県の意見は不要
工事工程を教えてください。	現在、造成工事を進めていますが、今後10月末頃から建物の本体工事に着手する予定です。 →指針の対象外
今回の店舗の他に、亶理町内で出店する計画はあるのか。	今のところ未定です。 →指針の対象外
24時間営業は、ずっと継続するのか。	24時間営業は継続する計画です。 →県の意見は不要
建物の高さはどれくらいか。	7～8m程度です。 →県の意見は不要
屋根上に何か設置するのか。	設置するとすれば太陽光発電用パネルですが、現時点では未定です。 →県の意見は不要
北側の遮音壁はどのように設置するのか。	北側の敷地境界付近に設置して、空調室外機の騒音が住宅側に広がらないようにする計画です。 →県の意見は不要
排水計画を教えてください。排水先は問題ないのか。	駐車場地下の調整池に一旦貯めた後、国道6号の下を通して、東側に排水する計画です。排水先の水路に

	<p>についても整備する計画です。</p> <p>→県の意見は不要</p>
調理臭の対策について教えてほしい。	<p>調理室からの排気は、住宅側ではなく国道側に向けて排気する計画です。</p> <p>→県の意見は不要</p>
雇用について教えてほしい。	<p>パート従業員を120～150人程度採用する予定です。新規開店日の2ヶ月前頃から募集を開始する予定です。地元雇用を心掛けたいと思います。</p> <p>→指針の対象外</p>
24時間営業なので、大型車の休憩場所にならないか心配である。	<p>従業員が見回りして声掛けを行う他、必要に応じて警察署に通報する等して対応します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
店舗のトイレの排水を公共下水道につなぐと、マンホールからあふれ出すのではないか心配だ。	<p>亘理町役場上下水道課と協議した上で下水道につなぐので、問題ないと思います。</p> <p>→県の意見は不要</p>
駐車場の照明の明るさについて苦情が発生した場合は、対応をお願いしたい。	<p>苦情があった場合には住民と協議の上、適切に対応します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
国道6号側歩道が通学路になっているので、見通し確保のため、駐車場出入口付近の除草等を徹底してほしい。	<p>駐車場出入口付近の見通しが確保できるよう、除草等を徹底したいと思います。</p> <p>→県の意見は不要</p>
災害時の対応について、亘理町と協定締結の予定はあるのか。	<p>協定締結の予定はありませんが、災害時には社内判断により積極的に対応する予定です。</p> <p>→指針の対象外</p>
販売品目を教えてほしい。	<p>生鮮食品、惣菜、肉、ドラッグ、衣類、ペット用品、家電、レジャー用品、カー用品、文房具、布団等を取り揃え、生活用品のほとんどが揃う店舗づくりを進めています。</p> <p>→指針の対象外</p>
2回目	
岩沼方面からの右折入庫車両で渋滞すると思うが、問題ないのか。北東側交差点から右折させて店舗北側に出入口を設置したらどうか。	<p>宮城県警本部交通規制課、亘理警察署、国土交通省と協議し、渋滞対策として設置者負担で右折レーン設置を要望してきましたが、現時点では、国土交通省から許可されておらず、協議が難航している状況です。店舗北側への出入口設置についても検討しましたが、亘理警察署から通学路であることを理由に設置禁止との指摘を受けました。</p> <p>→県の意見は不要</p>
テナント出店の計画はあるのか。	<p>出店要望があれば検討しますが、現時点では未定です。</p> <p>→指針の対象外</p>
店舗北側道路から、歩行者及び自転車は出入りできるのか。	<p>今後、施行していく中で、安全に通行できる通路が確保できそうであれば歩行者及び自転車の出入口設置を検討しますが、現時点では未定です。</p> <p>→県の意見は不要</p>
敷地外周部にフェンスを設置するのか。	<p>北側に遮音壁を設置する他、一部メッシュフェンスの設置を計画しています。</p>

	→県の意見は不要
販売品目を教えてほしい。	<p>生鮮食品、惣菜、肉、ドラッグ、衣類、ペット用品、家電、レジャー用品、カー用品、文房具、布団等を取り揃え、生活用品のほとんどが揃う店舗づくりを進めています。</p> <p>→指針の対象外</p>

亶理町の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p>駐車需要の充足等交通について</p> <p>出入口が国道側のみのため、来店時の右折車両による国道6号の渋滞が懸念される。</p> <p>利用者の店舗への出入りにおける接続先の道路については、片側1車線対面通行の道路となっており、出入口付近での混雑が予想されることから、当該店舗の混雑予想時間帯に交通整理員を配置し適切に誘導するとの計画どおりに交通渋滞の緩和についての対応を行うこと。</p>	<p>新規開店時及び特に混雑が予想される日には、必要に応じて交通整理員を配置して混雑緩和に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>歩行者等の通行の利便性確保について</p> <p>歩行者通行の利便の確保等について、立地場所が逢隈小学校・逢隈中学校に接近しており、児童・生徒の下校時間と当該店舗の混雑予想時間帯が重なることが想定されるので、当該時間帯には、交通整理員を配置するなど児童等の交通安全確保に万全の対応をすること。</p>	<p>開店後の状況を把握しながら、必要に応じて交通整理員を配置して混雑緩和に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>騒音について</p> <p>事業所から発生する騒音について、騒音予測結果・影響評価により判定・評価されているが、等価騒音レベル予測結果において基準超過している項目があることから、周辺住民への事前相談等によりトラブルを防ぐこと。</p> <p>また、今後周辺地域の開発等により居住者から町へ苦情があった場合、内容の報告及び相談、協力依頼することがあるため了承すること。</p>	<p>周辺住民から苦情等が寄せられた場合には、住民と協議の上、適切な騒音対策を検討します。</p> <p>町からの指摘等があった場合には、適切に対応いたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>廃棄物について</p> <p>廃棄物の処理について、収集業者と十分に打合せをし、廃棄物の減量化と適正処理に努めること。</p>	<p>廃棄物収集業者と十分に打合せをし、廃棄物の減量化と適正処理に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>街並みづくりについて</p> <p>屋外照明・広告塔照明の設置にあたっては、周辺住民の生活を十分考慮し、光害対策を講じること。</p>	<p>照明については、周辺住宅への影響が小さくなるように配置します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>その他</p> <p>亶理町において、町民・事業者・町が協働・連携し取り組むべき環境施策として「亶理町環境基本計画」及び「亶理町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」</p>	<p>亶理町の環境施策に協力します。</p> <p>→県の意見は不要</p>

を策定しているので、これらの計画を推進するため協力すること。	
--------------------------------	--

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡を超えるため実施

開催日時	令和7年1月21日（火）午後1時30分から午後2時20分まで
開催場所	スーパーセンタートライアル亶理店 建設予定地
調査会結果	<p>地域交通政策課、仙台河川国道事務所、県警本部交通規制課、亶理警察署、亶理町、設置者、商工金融課等を交えて現地を確認し、交通対策等について検討を行った。この案件に対して、県の意見を必要とする事項は出なかったが、各出入口付近について、国道上での交通渋滞が懸念されることから、オープン後においても対策を検討するよう指摘がなされた。</p> <p>また、出入口1に入庫するための右折レーン設置について、設置者より、道路管理者である仙台河川国道事務所と協議した結果、右折専用レーンは必要ないとの結論に至った旨説明がなされた。</p>

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社トリアルカンパニー	
届 出 年 月 日	令和6年8月9日	
店 舗 名 称	スーパーセンタートリアル亘理店	
所 在 地	亘理郡亘理町逢隈牛袋字谷地添39番4 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>店舗が面する道路が通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮するとともに、周辺道路の渋滞等の交通問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。</p> <p>また、騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転及び駐車場の一部夜間閉鎖を徹底するとともに、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	